

平成23年度

行政監査報告書

監査テーマ

「施設の利用状況及び使用料の減免について」

敦賀市監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の対象	1
4	監査の目的	1
5	監査の期間	1
6	監査の方法	1
7	監査の着眼点	1
第2	調査の概要	2
1	監査対象施設の選定	2
2	施設の状況	3
第3	監査の結果	5
1	施設の分類別利用状況	5
第4	むすび	4 0
第5	資料	4 3

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく一般行政事務についての監査

2 監査のテーマ

「施設の利用状況及び使用料の減免について」

3 監査の対象

公の施設における貸出施設（入館料のみの施設も含む）の利用状況及び使用料の減免状況を監査対象とした。

4 監査の目的

敦賀市は、市民への行政サービスの提供を図るために様々な施設を設置して管理運営を行っている。

平成15年9月の地方自治法の改正により、従来の「管理委託制度」が廃止され、新たに「指定管理者制度」が導入された。地方自治体は施設の有効利用とコストの適正化についてより一層配慮する必要がある。

年々厳しさを増している敦賀市の財政状況下にあつて、施設に係る行政サービスについては、サービスを提供するコストの総体的・実態的な把握が必要であるとともに、サービスを利用する市民と利用しない市民との適正な受益者負担の観点から、「公の施設」に対する利用状況と運営経費及び使用料の減免の取扱いについて現状を検証し、受益者負担の原則に十分配慮し、広く市民から理解を得られるよう運用すべきことから、今後の公正で効率的な施設の管理運営に資する目的で監査を実施するものである。

対象となる施設として、市民への場所の提供を主たる目的として使用料を徴収する貸出施設（入館料のみの施設も含む）とする。

5 監査の期間

平成23年11月1日から平成24年2月10日まで

6 監査の方法

対象となる施設の担当課より調査資料の提出を求め分析を行うとともに、担当職員に説明を求め監査を実施した。

7 監査の着眼点

- ①利用状況はどうか。また、利用促進のための方策は適切に行われているか。
- ②使用許可は条例等に従って適正に行われているか。
- ③使用料の徴収及び減免は条例等に基づき適切に行われているか。
- ④使用料減免の額の算定に誤りはないか。

第2 調査の概要

1 監査対象施設の選定

監査対象とした施設は、条例で使用料を定めている下記の54施設を監査の対象とした。

	部・局	所属課	施設名	管理形態
1	企画政策部	市民協働課	男女共同参画センター	
2	福祉保健部	地域福祉課	福祉総合センター	指定管理
3			市民福祉会館	
4		児童家庭課	児童文化センター	
5	産業経済部	商工政策課	きらめきみなと館	指定管理
6		観光振興課	敦賀きらめき温泉リラ・ポート	指定管理
7		農務課	公設地方卸売市場	指定管理
8			黒河農村ふれあい会館	指定管理
9		林務水産課	いこいの森	
10	教育委員会 事務局	生涯学習センター	プラザ萬象	
11			生涯学習センター	
12			東浦公民館	
13			北公民館	
14			南公民館	
15			西公民館	
16			東郷公民館	
17			中郷公民館	
18			愛発公民館	
19			栗野公民館	
20			松原公民館	
21			少年自然の家	
22		文化振興課	市民文化センター	
23			博物館	
24			みなとつるが山車会館	
25		スポーツ振興課	総合運動公園	
26			東浦体育館	
27			市立体育館	
28			栗野スポーツセンター	
29			金山体育館	
30			中郷体育館	
31			花城テニスコート	
32			市営野球場	
33			学校開放施設	
34			きらめきスタジアム	指定管理

35	教育委員会 事務局	スポーツ振興課	武道館	指定管理
36		学校教育課	敦賀西小学校	
37			敦賀南小学校	
38			敦賀北小学校	
39			松原小学校	
40			中央小学校	
41			沓見小学校	
42			常宮小学校	
43			西浦小中学校	
44			東浦小中学校	
45			赤崎小学校	
46			咸新小学校	
47			中郷小学校	
48			栗野小学校	
49			栗野南小学校	
50			黒河小学校	
51			気比中学校	
52			角鹿中学校	
53			松陵中学校	
54			栗野中学校	

2 施設の状況

施設の状況について、次の4つの視点から調査を行う。

(1) 使用状況について

- ①年間の利用状況（件数）を稼働率として数値化
- ②施設の管理形態、使用料収入、施設の管理費について

(2) 減免と管理費状況について

- ①減免の状況について
- ②管理費の状況について

(指標等の定義)

① 年間の利用状況の調査項目と監査対象期間

監査の対象期間は、平成22年度中の施設の利用状況とする。

② 施設の分類ごとの稼働率の調査

施設の分類は、条例で定めている使用料の使用区分で、稼働率の調査は短期間の調査を行う。

※ 稼働率は、使用料の使用区分が、午前、午後、夜間の場合、貸出可能件数は3件となる。

ただし、学校教育施設については、平日に授業があるため夜間のみの1件とし、土、日、祝日は午前、午後、夜間の3件として算出する。

また、少年自然の家は、1泊使用も日帰り使用も貸出可能件数を1件として算出する。いこいの森は、バンガロー10棟、貸しテント20張それぞれを貸出可能件数とし、1日バンガロー10件、貸しテント20件として算出する。博物館等の入館料を要する施設は開館日を1件とする。

※ 対象調査期間……平成22年9月から11月までの3ヶ月間

③ 減免に係る年間の状況調査

使用料の減免に関する調査項目は、次に掲げる項目とする。

ア 年間の減免申請件数

イ 減免人数

ウ 減免額

エ 減免申請件数の内訳として、10項目を掲げ、個々の減免理由の該当調査

④ 施設の管理費とその内訳（人件費・光熱水費・その他）

第3 監査の結果

1 施設の分類別利用状況

(1) 文化施設

敦賀市の文化施設は、表1のとおり3施設がある。音楽、演劇など芸術文化活動の場や、それらを鑑賞する機会の提供、敦賀の歴史や伝統文化の展示、継承が基本にある。

施設の稼働率、年間利用人数、申請件数、減免率等は、表1のとおりである。

表1

施設の分類	施設名	稼働率(%)	A+B 年間 利用 人数	A 有料 人数	B 無料 又は 減免 人数	年間 申請 件数	無料 又は 減免 件数	減免率 (%)	有料 申請 件数
文化施設	市民文化センター	23.5	34,268	9,668	24,600	352	71	20.2	281
	博物館	100.0	10,120	4,667	5,453	4,185	52	1.2	4,133
	みなとつるが山車会館	98.6	8,020	3,434	4,586	2,815	40	1.4	2,775
合 計		—	52,408	17,769	34,639	7,352	163	2.2	7,189

次に、年間の使用料収入額や管理費の状況は、表2のとおりである。

表2

(単位：円)

施設の分類	施設名	年間使用 料収入額	減免額	合計	管理費 (合計)	人件費 (賃金含む)	光熱水費	その他
文化施設	市民文化センター	4,897,867	5,700,295	10,598,162	66,338,824	22,153,989	9,690,464	34,494,371
	博物館	857,490	769,560	1,627,050	33,944,902	28,278,201	1,749,900	3,916,801
	みなとつるが山車会館	867,500	1,031,750	1,899,250	16,564,298	7,235,332	1,150,200	8,178,766
合 計		6,622,857	7,501,605	14,124,462	116,848,024	57,667,522	12,590,564	46,589,938

文化施設全体の減免状況は、年間申請件数 7,352 件、利用人数 52,408 人に対し、減免件数は 163 件 (2.2%)、34,639 人 (66.1%) となっている。減免件数の内訳は、市内の学校・幼稚園・保育園が 66 件 (40.5%)、市又は教育委員会主催、共催が 31 件 (19.0%)、市又は教育委員会後援が 26 件 (16.0%) 等となっている。巻末資料表 1-1 のとおりである。

【施設別利用状況】

○市民文化センター

市民文化センターは、市民の文化の向上と福祉の増進を図るために設置された施設である。

ア 利用状況について

主要施設である大ホールについて見ると、1階 (800 席)、2階 (384 席) となっている。

平成 22 年 9 月から 11 月の 3 ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く使用されていたのは大ホールで稼働率は 36.8%で、施設全体の稼働率は 23.5%となっている。

イ 施設の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用は 352 件 (申請件数) 34,268 人 (利用者数) で内 71 件 (20.2%)

24,600 人が無料又は減免者数となっている。敦賀市民文化センター設置および管理に関する条例には「市長が特別の事由があると認めたときは使用料を減額し、又は免除することができる。」としており、年間の減免件数 71 件の内最も多い減免理由は、市内の学校・幼稚園・保育園に対する減免で 26 件、次いで市又は教育委員会後援によるものの 22 件等となっている。これらの減免に対して運用基準を独自に定めて実施している。

市民文化センター

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
大ホール	234	86	36.8	34,268	9,668	24,600
小ホール	234	15	6.4			
練習室	234	82	35.0			
和室	234	37	15.8			
合 計	936	220	23.5			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
大ホール	4,897,867	5,700,295	10,598,162	352	71	20.2	66,338,824	9,690,464
小ホール								
練習室								
和室								

施設全体の管理費は、66,339 千円（内光熱水費 9,690 千円）で、年間使用料収入は、各部屋の使用料を合わせて 4,898 千円で、減免した使用料は 5,700 千円となっている。

使用料の徴収について独自の運用基準では、市、教育委員会及び国、県の主催事業、市内小中学校が主催する事業、市文化協会、市文芸協会が市、教育委員会と共催実施する事業等が使用料全額免除、市、教育委員会の後援する事業等が半額免除となっている。

施設の使用料については、全て免除することには疑問があり、市や教育委員会等公共団体が主催又は共催する事業以外のものは、原則使用料を徴収すべきである。

○博物館

博物館は、郷土の歴史、民俗、自然等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため設置された施設である。

ア 利用状況について

貸出施設は無く、入館料を徴収しており、稼働率は 100%となっている。年間利用は 4,185 件、10,120 人である。

イ 入館料の減免状況について

入館料の減免状況は、年間利用の内 52 件、5,453 人が免除となっている。

敦賀市立博物館の設置及び管理に関する条例には「市長は、必要と認める場合には、入館料を減免することができる。」としており、平成 4 年 9 月に第 2 土曜日、平成 9 年 4 月に第 3 日曜日（家庭の日）の小・中学生同伴家族入館料の免除を定め、平成 13 年 2 月に身体障害者及びその介護者 1 名の免除を定めている。また、みなとつるが山車会館との共通入館料減免基準

により運用している。年間の減免件数 52 件の内最も多い減免理由は、市内の学校・幼稚園・保育園に対する減免で 23 件、次いで市又は教育委員会が主催し入館する場合で 11 件等となっている。

施設全体の管理費は、33,945 千円（内光熱水費 1,750 千円）で、年間使用料収入は 858 千円、減免した使用料は 770 千円となっている。

○みなとつるが山車会館

みなとつるが山車会館は、伝統文化及び観光の振興を図るため設置された施設である。

ア 利用状況について

貸出施設は無く、入館料を徴収しており、稼働率は 98.6%となっている。年間利用は 2,815 件（内団体 23 件）8,020 人（利用者数）である。

イ 入館料の減免状況について

入館料の減免状況は、年間利用の内 40 件、4,586 人が免除となっている。みなとつるが山車会館の設置及び管理に関する条例には「市長は、特に必要があると認めるときは、入館料の全部又は一部を減免することができる。」としており、その範囲はみなとつるが山車会館の設置及び管理に関する条例施行規則に規定されている。また、博物館でも述べたが両館共通入館料減免基準により運用している。年間の減免件数 40 件の内最も多い減免理由は、市内の学校・幼稚園・保育園に対する減免で 17 件、次いで市又は教育委員会が主催し入館する場合で 10 件等となっている。

施設全体の管理費は、16,564 千円（内光熱水費 1,150 千円）で、年間使用料収入は 868 千円、減免した使用料は 1,032 千円となっている。

意見(文化施設)

施設の利用状況については、3 文化施設全体で年間 52,408 人（申請件数 7,352 件）の利用者があり、その内 34,268 人が市民文化センターの利用者である。稼働率については、市民文化センターが 23.5%であり利用促進を期待するところである。博物館については、年間を通して企画展が開催され、10,120 人が来館しており中心市街地活性化にも寄与している。みなとつるが山車会館も 8,020 人が来館しており更なる利用促進を期待するところである。

市民文化センター、博物館及びみなとつるが山車会館の 3 施設の年間管理費は 116,848 千円、その内光熱水費が 12,591 千円である。3 施設の年間使用料収入は 6,623 千円であり管理費の 5.7%、光熱水費の 52.6%となっている。

次に、使用料の減免についてであるが、市民文化センターの条例には「市長が特別の事由があると認めたときは使用料を減額し、又は免除することができる。」ことを定めており、他の 2 施設も同様の内容となっている。この規定に基づき内規で運用基準を定めて運用している状況である。

文化施設全体の申請件数に対する減免の割合を見ると、市民文化センターが 20.2%、博物館が 1.2%、みなとつるが山車会館が 1.4%であるが、利用人数に対する減免の割合を見ると、市民文化センターが 76.2%、博物館が 53.9%、みなとつるが山車会館が 57.2%であった。また、3 施設の年間使用料収入額が 6,623 千円であるのに対し減免額が 7,502 千円となっている。

条例の使用料徴収の基本は、受益者負担の原則により全ての利用者に負担をお願いするのが

一般的な解釈であると思われ、「市長が特別の事由があると認めたとき」による使用料の免除は、市、教育委員会のほか国や県等公共団体が主催又は共催する事業を限定とし、これらを例外的な取扱いとすべきであり、今後、統一的な減免基準を全庁的に検討し、運用されることを望むものである。

(2) 社会教育施設

社会教育施設については、市内の全ての貸出施設（公民館等）を対象に施設の利用状況を調査した。

社会教育施設の総数は表１のとおり１２施設である。

施設の稼働率、年間利用人数、申請件数、減免率等は、表１のとおりである。

表 1

施設の分類	施設名	稼働率(%)	A+B 年間 利用 人数	A 有料 人数	B 無料 又は 減免 人数	年間 申請 件数	無料 又は 減免 件数	減免率 (%)	有料 申請 件数
社会教育施設	プラザ萬象	40.4	87,876	42,932	44,944	1,205	280	23.2	925
	生涯学習センター	28.7	2,716	1,330	1,386	200	91	45.5	109
	東浦公民館	16.0	865	430	435	44	13	29.5	31
	北公民館	7.6	7,209	4,900	2,309	186	104	55.9	82
	南公民館	20.5	10,985	2,511	8,474	529	380	71.8	149
	西公民館	25.6	15,284	5,235	10,049	1,194	638	53.4	556
	東郷公民館	22.6	19,652	7,348	12,304	1,243	626	50.4	617
	中郷公民館	6.1	4,253	804	3,449	218	137	62.8	81
	愛発公民館	6.7	5,173	1,494	3,679	336	195	58.0	141
	栗野公民館	32.6	41,209	18,200	23,009	1,162	552	47.5	610
	松原公民館	20.0	6,492	681	5,811	425	334	78.6	91
	少年自然の家	52.5	5,530	2,348	3,182	179	89	49.7	90
合 計		—	207,244	88,213	119,031	6,921	3,439	49.7	3,482

次に、年間の使用料収入額や管理費の状況は、表２のとおりである。

表 2

(単位:円)

施設の分類	施設名	年間使用 料収入額	減免額	合計	管理費 (合計)	人件費 (賃金含む)	光熱水費	その他
社会教育施設	プラザ萬象	8,531,977	9,223,476	17,755,453	52,855,891	5,292,436	13,273,666	34,289,789
	生涯学習センター	82,943	50,950	133,893	2,143,549	1,781,599	—	361,950
	東浦公民館	23,200	16,100	39,300	14,217,424	10,831,523	1,217,717	2,168,184
	北公民館	113,650	76,050	189,700	13,113,061	10,831,523	952,996	1,328,542
	南公民館	84,550	83,400	167,950	14,713,652	10,831,523	2,043,647	1,838,482
	西公民館	244,400	546,300	790,700	18,580,038	12,544,555	3,000,173	3,035,310
	東郷公民館	481,650	554,500	1,036,150	15,800,243	10,831,523	2,043,647	2,925,073
	中郷公民館	58,236	78,600	136,836	14,862,042	10,831,523	1,905,992	2,124,527
	愛発公民館	137,100	208,700	345,800	14,118,736	10,831,523	1,764,807	1,522,406
	栗野公民館	564,650	970,800	1,535,450	24,438,239	17,188,561	3,624,920	3,624,758
	松原公民館	37,150	83,650	120,800	18,721,787	17,188,561	1,094,180	439,046

少年自然の家	491,200	9,200	500,400	39,231,973	20,215,217	3,940,950	15,075,806
合 計	10,850,706	11,901,726	22,752,432	242,796,635	139,200,067	34,862,695	68,733,873

社会教育施設全体の減免状況は、年間申請件数 6,921 件、利用人数 207,244 人に対し、減免件数は 3,439 件（49.7%）、減免人数は 119,031 人（57.4%）となっている。減免件数の内訳は市又は教育委員会主催、共催が 984 件（29.3%）、自治会・町内会等の地域活動団体が 763 件（22.7%）、市内の文化・体育協会加盟団体が 543 件（16.2%）等となっている。巻末資料表 1－2 のとおりである。

【施設別利用状況】

○プラザ萬象

プラザ萬象は、市民相互のふれあいと各種団体等の活動の場を提供し、市民の文化、教養及び福祉の向上を図るため設置された施設である。

ア 利用状況について

大ホール、小ホールのほか多目的室、会議室 4 室、和室 5 室及び能楽堂が利用できる施設であり、年間利用は 1,205 件（申請件数）87,876 人（利用者数）である。

平成 22 年 9 月から 11 月の 3 ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのは小ホールで稼働率は 69.7%で、施設全体の稼働率は 40.4%となっている。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内 280 件（23.2%）44,944 人が無料又は減免者数となっている。プラザ萬象の設置及び管理に関する条例には「市長が特別の事由があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。」としており、年間の減免件数 280 件のうち最も多い減免理由は、市又は教育委員会主催・共催によるもので 200 件（71.4%）となっている。これらの減免に対して運用基準を独自に定めて実施している。

プラザ萬象

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
大ホール	228	77	33.8	87,876	42,932	44,944
小ホール	228	159	69.7			
多目的室	225	135	60.0			
会議室（4室）	900	442	49.1			
和室（5室）	1,125	364	32.4			
能楽堂	225	6	2.7			
合 計	2,931	1,183	40.4			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
大ホール	8,531,977	9,223,476	17,755,453	1,205	280	23.2	52,855,891	13,273,666
小ホール								
多目的室								
会議室（4室）								
和室（5室）								
能楽堂								

施設全体の管理費は、52,856 千円（内光熱水費 13,274 千円）で、年間使用料収入は、各部屋の使用料を合わせて 8,532 千円で、減免した使用料は 9,223 千円となっている。

使用料の徴収について独自の運用基準では、国、県及び社会教育団体等が市及び教育委員会と共催する事業に使用するとき等が使用料全額免除、社会教育団体等が市及び教育委員会の後援する事業に使用するとき等が半額免除となっている。

施設の使用料については、全て免除することには疑問があり、受益者負担の原則に基づき少なくとも電気料相当額は徴収すべきと考える。また、市や教育委員会等公共団体が主催又は共催する事業以外のものは、原則使用料を徴収すべきである。

○生涯学習センター

生涯学習センターは、市民の生涯にわたる学習活動を推進し、市民の教養の向上及び生活文化の振興を図るため設置された施設である。

ア 利用状況について

研修室小 2 室、研修室大 1 室が利用できる施設であり、年間利用は 200 件（申請件数）2,716 人（利用者数）である。

平成 22 年 9 月から 11 月の 3 ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのは研修室大 1 室で稼働率は 40.9%で、施設全体の稼働率は 28.7%となっている。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内 91 件（45.5%）1,386 人が無料又は減免者数となっている。敦賀市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例には「使用料は、市長が必要と認めるときは、減免することができる。」としており、年間の減免件数 91 件の内最も多い減免理由は、市又は教育委員会主催、共催によるものが 41 件（45.1%）、次いで施設の設置目的に即した活動を行う団体が 36 件（39.6%）等となっている。

生涯学習センター

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
研修室小 2 室	450	102	22.7	2,716	1,330	1,386
研修室大 1 室	225	92	40.9			
合 計	675	194	28.7			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
研修室小2室	82,943	50,950	133,893	200	91	45.5	2,143,549	—
研修室大1室								

施設全体の管理費は、2,144 千円（内光熱水費は、プラザ萬象に計上）で、年間使用料収入は、各部屋の使用料を合わせて 83 千円で、減免した使用料は 51 千円となっている。

使用料の徴収については、平成 19 年 4 月 25 日付け「敦賀市教育委員会の施設使用に係る減免措置の取扱について」により減免を行っているところである。

○東浦公民館

ア 利用状況について

ホール、研修室、和室及び調理実習室が利用できる施設であり、年間利用は 44 件（申請件数）865 人（利用者数）である。

平成 22 年 9 月から 11 月の 3 ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのは研修室で稼働率は 37.3%で、施設全体の稼働率は 16.0%であり積極的な利用促進が望まれるところである。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内 13 件（29.5%）435 人が無料又は減免者数となっている。敦賀市公民館設置及び管理に関する条例には「使用料は、市長が必要と認めるときは、減免することができる。」としており、年間の減免件数 13 件の内最も多い減免理由は、自治会・町内会等の地域活動団体によるものが 5 件（38.5%）となっている。

東浦公民館

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
ホール	225	24	10.7	865	430	435
研修室	225	84	37.3			
和室	225	22	9.8			
調理実習室	225	14	6.2			
合 計	900	144	16.0			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
ホール	23,200	16,100	39,300	44	13	29.5	14,217,424	1,217,717
研修室								
和室								
調理実習室								

○北公民館

ア 利用状況について

ホール、研修室及び調理実習室が利用できる施設であり、年間利用 186 件（申請件数）7,209 人（利用者数）である。

平成 22 年 9 月から 11 月の 3 ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのはホールと研修室で稼働率は共に 10.2%で、施設全体の稼働率は 7.6%であり積極的な利用促進が望まれるところである。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内 104 件（55.9%）2,309 人が無料又は減免者数となっている。敦賀市公民館設置及び管理に関する条例には「使用料は、市長が必要と認めるときは、減免することができる。」としており、年間の減免件数 104 件の内最も多い減免理由は、市内の文化・体育協会加盟団体によるものが 34 件（32.7%）となっている。

北公民館

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
ホール	225	23	10.2	7,209	4,900	2,309
研修室	225	23	10.2			
調理実習室	225	5	2.2			
合 計	675	51	7.6			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
ホール	113,650	76,050	189,700	186	104	55.9	13,113,061	952,996
研修室								
調理実習室								

○南公民館

ア 利用状況について

ホール、研修室、和室及び調理実習室が利用できる施設であり、年間利用 529 件（申請件数）10,985 人（利用者数）である。

平成 22 年 9 月から 11 月の 3 ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのは研修室で稼働率は 30.9%、次いでホールの 30.7%で、施設全体の稼働率は 20.5%であり積極的な利用促進が望まれるところである。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内 380 件（71.8%）8,474 人が無料又は減免者数となっている。敦賀市公民館設置及び管理に関する条例には「使用料は、市長が必要と認めるときは、減免することができる。」としており、年間の減免件数 380 件の内最も多い減免理由は、市又は教育委員会主催、共催によるものが 184 件（48.4%）となっている。

南公民館

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
ホール	225	69	30.7	10,985	2,511	8,474
研修室	450	139	30.9			
和室	225	17	7.6			
調理実習室	225	6	2.7			
合 計	1,125	231	20.5			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
ホール	84,550	83,400	167,950	529	380	71.8	14,713,652	2,043,647
研修室								
和室								
調理実習室								

○西公民館

ア 利用状況について

大ホール、小ホール、研修室、和室、調理実習室、談話室及び美術工芸室が利用できる施設であり、年間利用1,194件（申請件数）15,284人（利用者数）である。

平成22年9月から11月の3ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのは大ホールで稼働率は48.9%、次いで研修室の32.1%で、施設全体の稼働率は25.6%であり積極的な利用促進が望まれるところである。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内638件（53.4%）10,049人が無料又は減免者数となっている。敦賀市公民館設置及び管理に関する条例には「使用料は、市長が必要と認めるときは、減免することができる。」としており、年間の減免件数638件の内最も多い減免理由は、市内の文化・体育協会加盟団体によるものが258件（40.4%）、次いで自治会・町内会等の地域活動団体の205件（32.1%）となっている。

西公民館

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
大ホール	225	110	48.9	15,284	5,235	10,049
小ホール	225	67	29.8			
研修室	675	217	32.1			
和室	225	47	20.9			
調理実習室	225	18	8.0			
談話室	225	22	9.8			
美術工芸室	225	37	16.4			
合 計	2,025	518	25.6			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
大ホール	244, 400	546, 300	790, 700	1, 194	638	53. 4	18, 580, 038	3, 000, 173
小ホール								
研修室								
和室								
調理実習室								
談話室								
美術工芸室								

○東郷公民館

ア 利用状況について

ホール、体育館、研修室、和室及び調理実習室が利用できる施設であり、年間利用 1, 243 件（申請件数）19, 652 人（利用者数）である。

平成 22 年 9 月から 11 月の 3 ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのは体育館で稼働率は 82. 2%、次いでホールの 19. 6%で、施設全体の稼働率は 22. 6%であり積極的な利用促進が望まれるところである。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内 626 件（50. 4%）12, 304 人が無料又は減免者数となっている。敦賀市公民館設置及び管理に関する条例には「使用料は、市長が必要と認めるときは、減免することができる。」としており、年間の減免件数 626 件の内最も多い減免理由は、市又は教育委員会主催、共催によるものが 242 件（38. 7%）、次いで施設の設置目的に即した活動を行う団体によるものが 198 件（31. 6%）となっている。

東郷公民館

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
ホール	225	44	19. 6	19, 652	7, 348	12, 304
体育館	225	185	82. 2			
研修室	450	70	15. 6			
和室	225	4	1. 8			
調理実習室	225	2	0. 9			
合 計	1, 350	305	22. 6			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
ホール	481, 650	554, 500	1, 036, 150	1, 243	626	50. 4	15, 800, 243	2, 043, 647
体育館								
研修室								
和室								
調理実習室								

○中郷公民館

ア 利用状況について

ホール、研修室、和室、調理実習室及び談話室が利用できる施設であり、年間利用は218件（申請件数）4,253人（利用者数）である。

平成22年9月から11月の3ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのは研修室で稼働率は8.6%、施設全体の稼働率は6.1%であり積極的な利用促進が望まれるところである。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内137件（62.8%）3,449人が無料又は減免者数となっている。敦賀市公民館設置及び管理に関する条例には「使用料は、市長が必要と認めるときは、減免することができる。」としており、年間の減免件数137件の内最も多い減免理由は、自治会・町内会等の地域活動団体によるものが106件（77.4%）となっている。

中郷公民館

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
ホール	225	11	4.8	4,253	804	3,449
研修室	675	58	8.6			
和室	108	6	5.6			
調理実習室	225	6	2.7			
談話室	117	1	0.9			
合 計	1,350	82	6.1			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
ホール	58,236	78,600	136,836	218	137	62.8	14,862,042	1,905,992
研修室								
和室								
調理実習室								
談話室								

○愛発公民館

ア 利用状況について

ホール、研修室、和室、調理実習室、体育館及びグラウンドが利用できる施設であり、年間利用は336件（申請件数）5,173人（利用者数）である。

平成22年9月から11月の3ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのは体育館で稼働率は27.6%、施設全体の稼働率は6.7%であり積極的な利用促進が望まれるところである。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内195件（58.0%）3,679人が無料又は減免者数となっている。敦賀市公民館設置及び管理に関する条例には「使用料は、市長が必要と認めるときは、減免することができる。」としており、年間の減免件数195件の内最も多い減免理由は、市内の

文化・体育協会加盟団体によるものが 120 件（61.5%）となっている。

愛発公民館

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
ホール	225	8	3.6	5,173	1,494	3,679
研修室	675	29	4.3			
和室	225	2	0.9			
調理実習室	225	0	0			
体育館	225	62	27.6			
グラウンド	150	14	9.3			
合 計	1,725	115	6.7			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
ホール	137,100	208,700	345,800	336	195	58.0	14,118,736	1,764,807
研修室								
和室								
調理実習室								
体育館								
グラウンド								

○栗野公民館

ア 利用状況について

大ホール、小ホール、研修室、和室、調理実習室、パソコン室及び創作室が利用できる施設であり、年間利用は1,162件（申請件数）41,209人（利用者数）である。

平成22年9月から11月の3ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのは大ホールで稼働率は44.9%、次いで小ホールで44.0%となっており、施設全体の稼働率は32.6%であり積極的な利用促進が望まれるところである。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内552件（47.5%）23,009人が無料又は減免者数となっている。敦賀市公民館設置及び管理に関する条例には「使用料は、市長が必要と認めるときは、減免することができる。」としており、年間の減免件数552件の内最も多い減免理由は、自治会・町内会等の地域活動団体によるものが220件（39.9%）、次いで市又は教育委員会主催、共催によるものが193件（35.0%）等となっている。

栗野公民館

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
大ホール	225	101	44.9	41,209	18,200	23,009
小ホール	225	99	44.0			
研修室	450	188	41.8			
和室	225	75	33.3			
調理実習室	225	44	19.6			
パソコン室	225	30	13.3			
創作室	225	50	22.2			
合 計	1,800	587	32.6			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
大ホール	564,650	970,800	1,535,450	1,162	552	47.5	24,438,239	3,624,920
小ホール								
研修室								
和室								
調理実習室								
パソコン室								
創作室								

○松原公民館

ア 利用状況について

ホール、研修室、和室及び調理実習室が利用できる施設であり、年間利用 425 件（申請件数）6,492 人（利用者数）である。

平成 22 年 9 月から 11 月の 3 ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのはホールで稼働率は 41.8%、次いで研修室の 22.4%で、施設全体の稼働率は 20.0%であり積極的な利用促進が望まれるところである。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内 334 件（78.6%）5,811 人が無料又は減免者数となっている。敦賀市公民館設置及び管理に関する条例には「使用料は、市長が必要と認めるときは、減免することができる。」としており、年間の減免件数 334 件の内最も多い減免理由は、市内の文化・体育協会主催によるものが 137 件（41.0%）となっている。

松原公民館

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
ホール	225	94	41.8	6,492	681	5,811
研修室	450	101	22.4			
和室	225	27	12.0			
調理実習室	225	3	1.3			
合 計	1,125	225	20.0			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
ホール	37,150	83,650	120,800	425	334	78.6	18,721,787	1,094,180
研修室								
和室								
調理実習室								

○少年自然の家

少年自然の家は、自然環境のなかでの集団生活を通じて、心身ともに健全な少年の育成を図るため設置された施設である。

ア 利用状況について

少年の集団宿泊訓練等のための施設使用料を徴収しており、稼働率は52.5%となっている。

イ 使用料の減免状況について

敦賀市立少年自然の家設置及び管理に関する条例で、市内の小・中学生及び引率者は無料となっており、年間利用5,530人の内3,078人が無料となっている。また、使用料の減免状況は、同条例で「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。」としており、平成19年4月25日付け「敦賀市教育委員会の施設使用に係る減免措置の取扱について」により減免を行っているところである。5件、104人を減免し、減免理由は全て市又は教育委員会の主催事業であった。

意見(社会教育施設)

社会教育施設の年間利用状況であるが、公民館を除く3施設については、プラザ萬象の利用者数が87,876人(申請件数1,205件)、生涯学習センターが2,716人(申請件数200件)、少年自然の家が5,530人(申請件数179件)であった。

稼働率については、プラザ萬象が40.4%、生涯学習センターが28.7%、少年自然の家が52.5%であり、今後、積極的な利用促進を望むものである。

地区公民館については、9館全体で年間111,122人の利用があり地域の拠点となっている。特に、栗野公民館が41,209人、東郷公民館が19,652人、西公民館が15,284人と多くの利用が見られるが、稼働率については、栗野公民館の32.6%が一番高く、中郷公民館の6.1%が一番低くなっている。地域あげでの積極的な活用策を検討されたい。

社会教育施設全体の管理費は242,797千円、その内光熱水費が34,863千円である。それに対し年間の使用料収入額は10,851千円であり、管理費の4.5%、光熱水費の31.1%となっている。

次に、使用料の減免についてであるが、先に述べた文化施設と同様にプラザ萬象の条例には「市長が特別の事由があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。」ことを定めており、この規定に基づき内規で運用基準を定めて運用している状況である。他の2施設と公民館も同様である。

社会教育施設全体の申請件数に対する減免の割合を見ると、プラザ萬象が23.2%、生涯学習センターが45.5%、少年自然の家が49.7%、各公民館の平均が55.8%と高い減免率である。その減免理由の主なものは、市又は教育委員会主催、共催事業の場合を除いては、自治会・町

内会等の地域活動団体と文化体育協会加盟団体の使用である。施設の設置目的に即した利用ではあるが、使用料の減免に対しては、その活動の公共性・公益性により判断すべきである。

今後、社会教育の振興上特に必要と認める事業を精査するとともに、活動内容に公共性や地域貢献性があるか否か等を判断基準に、市民の十分な理解を得る中で統一的な減免基準を全庁的に検討し、運用されることを望むものである。

(3) 学校教育施設

学校教育施設については、市内の全ての小・中学校を対象に施設の利用状況を調査した。

学校教育施設の総数は表1のとおり19施設である。

小・中学校については、屋内施設として屋内運動場と教室その他、屋外施設として屋外運動場が使用許可の対象となっているが、屋外運動場が対象となっている学校は、全施設のうち7施設だけしかなく、稼働率等は合算することとした。これらの利用状況は表2のとおりである。

全施設で、年間216,829人が利用している。稼働率は、平日は本来の目的である学校教育に使用していることから、市民が利用できるのは平日の夜と祝祭日であり、9月～11月の3ヶ月の稼働率が35.6%となっている。

次に、年間使用料と減免状況等については、年間申請件数が1,293件で、その内1,281件が使用料100%免除しており、その減免額の合計額は、8,843千円となっている。

施設の稼働率、年間利用人数、申請件数、減免率等は次表1のとおりである。

表1

施設の分類	施設名	稼働率(%)	A+B 年間 利用 人数	A 有料 人数	B 無料 又は 減免 人数	年間 申請 件数	無料 又は 減免 件数	減免率 (%)	有料 申請 件数
学校教育施設	敦賀西小学校	28.3	16,447	0	16,447	79	79	100.0	0
	敦賀南小学校	55.4	13,263	0	13,263	89	89	100.0	0
	敦賀北小学校	48.7	13,859	30	13,829	113	112	99.1	1
	松原小学校	55.7	17,619	60	17,559	72	70	97.2	2
	中央小学校	72.9	24,700	200	24,500	164	163	99.4	1
	沓見小学校	42.0	8,568	0	8,568	67	67	100.0	0
	常宮小学校	0.9	451	91	360	14	7	50.0	7
	西浦小中学校	0.0	270	0	270	2	2	100.0	0
	東浦小中学校	5.0	3,027	0	3,027	23	23	100.0	0
	赤崎小学校	12.4	2,890	0	2,890	29	29	100.0	0
	咸新小学校	16.6	4,925	20	4,905	20	19	95.0	1
	中郷小学校	64.6	16,321	0	16,321	115	115	100.0	0
	栗野小学校	53.8	25,580	0	25,580	106	106	100.0	0
	栗野南小学校	70.0	21,417	0	21,417	91	91	100.0	0
	黒河小学校	58.6	6,397	0	6,397	56	56	100.0	0
	気比中学校	24.5	10,132	0	10,132	86	86	100.0	0
	角鹿中学校	23.2	9,310	0	9,310	88	88	100.0	0
	松陵中学校	18.5	8,605	0	8,605	35	35	100.0	0
	栗野中学校	24.5	13,048	0	13,048	44	44	100.0	0
合 計		35.6	216,829	401	216,428	1,293	1,281	99.1	12

次に、年間の使用料収入額や管理費の状況は、表２のとおりである。

表 2

(単位:円)

施設 の 分類	施 設 名	年間使用 料収入額	減免額	合計	管理費 (合計)	人件費 (賃金含む)	光熱水費	その他
学 校 教 育 施 設	敦賀西小学校	0	834,000	83,4000	3,654,568	0	3,654,568	0
	敦賀南小学校	0	746,000	746,000	4,693,542	0	4,693,542	0
	敦賀北小学校	2,000	797,000	799,000	2,218,819	0	2,218,819	0
	松原小学校	4,000	384,000	388,000	6,543,286	0	6,543,286	0
	中央小学校	3,750	1,079,500	1,083,250	4,730,621	0	4,730,621	0
	杳見小学校	0	197,000	197,000	1,736,617	0	1,736,617	0
	常宮小学校	7,000	15,000	22,000	870,014	0	870,014	0
	西浦小中学校	0	2,000	2,000	1,438,283	0	1,438,283	0
	東浦小中学校	0	117,000	117,000	2,266,950	0	2,266,950	0
	赤崎小学校	0	165,000	165,000	1,224,320	0	1,224,320	0
	咸新小学校	1,000	225,000	226,000	1,778,334	0	1,778,334	0
	中郷小学校	0	663,000	663,000	2,553,956	0	2,553,956	0
	栗野小学校	0	406,000	406,000	4,278,031	0	4,278,031	0
	栗野南小学校	0	341,000	341,000	5,035,122	0	5,035,122	0
	黒河小学校	0	358,000	358,000	2,015,146	0	2,015,146	0
	気比中学校	0	816,000	816,000	6,043,083	0	6,043,083	0
	角鹿中学校	0	650,000	650,000	2,590,995	0	2,590,995	0
	松陵中学校	0	478,000	478,000	7,278,164	0	7,278,164	0
	栗野中学校	0	570,000	570,000	6,248,202	0	6,248,202	0
	合 計	17,750	8,843,500	8,861,250	67,198,053	0	67,198,053	0

※対象施設使用場所の光熱水費が算出できないため、各学校全体の光熱水費を記載

学校教育施設全体の減免状況は、年間申請件数 1,293 件、利用人数 216,829 人に対し、減免件数は 1,281 件 (99.1%)、216,428 人 (99.8%) となっている。減免件数の内訳は自治会・町内会等の地域活動団体が 542 件 (42.3%)、市内の文化・体育協会加盟団体が 410 件 (32.0%)、市内の文化・体育協会主催が 305 件 (23.8%) 等となっている。巻末資料表 1－3 のとおりである。

意見(学校教育施設)

19 の小中学校で、年間 216,829 人 (申請件数 1,293 件) が平日の夜及び休日に屋内運動場と屋外運動場を利用している。

稼働率は 35.6% となっており、各学校によりばらつきがあるものの、スポーツ少年団等地区住民の身近な運動施設として定着していることが伺える。

これらについて条例どおり使用料が全額徴収されれば、19 校全体で 8,861 千円となるが、

8,844 千円が免除となっている。

使用料及びその減免については、敦賀市立学校使用条例第7条で、使用料の額と納付義務を、また、同条第9条で、「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定している。そのため、平成19年4月25日付け「敦賀市教育委員会の施設使用に係る減免措置の取扱について」により減免を行っているところである。

施設の使用料については、全て免除することには疑問があり、受益者負担の原則に基づき少なくとも電気料相当額は徴収すべきと考える。また、市や教育委員会等公共団体が主催又は共催する事業以外のものは、原則使用料を徴収すべきである。

(4) スポーツ施設

スポーツ施設については、市内の全ての施設を対象に施設の利用状況を調査した。教育委員会の所管となっており、11 施設である。

施設の稼働率、年間利用人数、申請件数、減免率等は、表 1 のとおりである。

表 1

施設の分類	施設名	稼働率(%)	A+B 年間 利用 人数	A 有料 人数	B 無料 又は 減免 人数	年間 申請 件数	無料 又は 減免 件数	減免率 (%)	有料 申請 件数
スポーツ施設	総合運動公園	46.7	130,728	38,286	92,442	764	427	55.9	337
	東浦体育館	29.8	2,735	107	2,628	46	40	87.0	6
	市立体育館	59.9	27,321	858	26,463	177	161	91.0	16
	栗野スポーツセンター	42.4	32,400	9,309	23,091	472	139	29.4	333
	金山体育館	60.7	3,569	566	3,003	104	74	71.1	30
	中郷体育館	43.7	34,581	12,993	21,588	435	221	50.8	214
	花城テニスコート	24.4	2,815	75	2,740	32	29	90.6	3
	市営野球場	55.1	9,258	2,638	6,620	124	37	29.8	87
	学校体育施設開放	37.8	5,621	5,513	108	239	4	1.7	235
	きらめきスタジアム	63.5	15,246	9,309	5,937	486	97	20.0	389
	武道館	61.0	22,584	7,063	15,521	58	29	50.0	29
合 計		—	286,858	86,717	200,141	2,937	1,258	42.8	1,679

次に、年間の使用料収入額や管理費の状況は、表 2 のとおりである。

表 2

(単位:円)

施設の分類	施設名	年間使用 料収入額	減免額	合計	管理費 (合計)	人件費 (賃金含む)	光熱水費	その他
スポーツ施設	総合運動公園	27,645,830	7,184,780	34,830,610	172,819,596	24,108,635	23,902,113	124,808,848
	東浦体育館	211,475	186,400	397,875	1,895,401	1,402,840	192,543	300,018
	市立体育館	1,665,874	959,850	2,625,724	6,942,792	1,572,830	1,963,972	3,405,990
	栗野スポーツセンター	2,086,850	429,400	2,516,250	8,323,705	—	3,025,792	5,297,913
	金山体育館	431,970	105,250	537,220	3,330,017	—	516,951	2,813,066
	中郷体育館	1,760,965	666,775	2,427,740	7,707,444	—	2,425,534	5,281,910
	花城テニスコート	1,623,689	290,200	1,913,889	3,860,409	—	773,205	3,087,204
	市営野球場	1,875,680	257,000	2,132,680	3,692,715	—	2,339,779	1,352,936
	学校体育施設開放	940,000	16,000	956,000	1,839,405	—	1,014,235	825,170
	きらめきスタジアム	1,195,500	115,000	1,310,500	12,238,907	3,423,150	4,186,898	4,628,859
	武道館	842,900	1,258,300	2,101,200	9,989,221	5,873,899	866,028	3,249,294
合 計		40,280,733	11,468,955	51,749,688	232,639,612	36,381,354	41,207,050	155,051,208

スポーツ施設全体の減免状況は、年間申請件数 2,937 件、利用人数 286,858 人に対し、減免件数は 1,258 件 (42.8%)、200,141 人 (69.8%) となっている。減免件数の内訳は市内の文化・体育協会加盟団体が 711 件 (56.5%)、市内の学校・幼稚園・保育園が 198 件 (15.7%)、市又は教育委員会後援が 90 件 (7.2%) 等となっている。巻末資料表 1－4 のとおりである。

【施設別利用状況】

○総合運動公園

総合運動公園は、都市公園法に基づく公園であり、総合スポーツ施設となっている。

ア 利用状況について

陸上競技場、野球場、多目的広場、テニスコート、ローラー滑り台・ちびっ子ゲレンデ、体育館、ゲートボール場、弓道場、プール、トレーニングルーム及びグラウンド・ゴルフ場が利用できる大施設であり、年間利用 764 件（申請件数）130,728 人（利用者数）である。

平成 22 年 9 月から 11 月の 3 ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのはトレーニングルームで稼働率は 98.1%、次いでグラウンド・ゴルフ B の 80.2%で、施設全体の稼働率は 46.7%である。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内 427 件 (55.9%) 92,442 人が無料又は減免者数となっている。年間の減免件数 427 件のうち最も多い減免理由は、市内の文化・体育協会加盟団体によるものが 225 件 (52.7%) となっている。

管理費 172,820 千円であるが、年間使用料収入は 27,646 千円で減免した使用料 7,185 千円を合わせて 34,831 千円となっている。

総合運動公園

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
陸上競技場	159	87	54.7	130,728	38,286	92,442
野球場	150	45	30.0			
多目的広場	207	79	38.2			
テニスコート	191	84	44.0			
ローラー滑り台・ちびっ子ゲレンデ	75	2	2.7			
体育館・第1	207	66	31.9			
体育館・第2	207	57	27.5			
体育館・研修室	207	125	60.4			
ゲートボール場	208	90	43.3			
弓道場	159	23	14.5			
プール・屋内	154	92	59.7			
プール・屋外	50	24	48.0			
トレーニングルーム	154	151	98.1			
グラウンドゴルフA	91	66	72.5			
グラウンドゴルフB	91	73	80.2			
グラウンドゴルフC	143	81	56.6			
合 計	2,453	1,145	46.7			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
陸上競技場	27,645,830	7,184,780	34,830,610	764	427	55.9	172,819,596	23,902,113
野球場								
多目的広場								
テニスコート								
ローラー滑り台・ちびっ子ゲレンデ								
体育館・第1								
体育館・第2								
体育館・研修室								
ゲートボール場								
弓道場								
プール・屋内								
プール・屋外								
トレーニングルーム								
グラウンドゴルフA								
グラウンドゴルフB								
グラウンドゴルフC								

敦賀市都市公園条例には「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。」と規定されており、取扱いに関し敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の減免基準を準用し運用している。

○各スポーツ施設

スポーツ施設は、市民の健康増進、スポーツの振興及び文化の向上等を図るため設置された施設である。

ア 利用状況について

各体育館、テニスコート、野球場、武道館、きらめきスタジアム等が利用でき、年間利用 2,173 件（申請件数）156,130 人（利用者数）である。

平成 22 年 9 月から 11 月の 3 ヶ月の利用状況を調査したところ最も多く利用されていたのはきらめきスタジアムで稼働率は 63.5%、次いで武道館の 61.0%で、施設全体の稼働率は 46.9%である。

イ 使用料の減免状況について

施設の減免状況は、年間利用の内 831 件（38.2%）107,699 人が無料又は減免者数となっている。年間の減免件数 831 件のうち最も多い減免理由は、市内の文化・体育協会加盟団体によるものが 486 件（58.5%）となっている。

管理費 63,028 千円であるが、年間使用料収入は 12,635 千円で減免した使用料 4,284 千円を合わせて 16,919 千円となっている。

スポーツ施設

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
市立体育館	212	127	59.9	156,130	48,431	107,699
中郷体育館	869	380	43.7			
栗野スポーツセンター	764	324	42.4			
金山体育館	191	116	60.7			
東浦体育館	191	57	29.8			
花城テニスコート	258	63	24.4			
市営野球場	243	134	55.1			
学校体育施設開放	164	62	37.8			
武道館	364	222	61.0			
きらめきスタジアム	252	160	63.5			
合 計	3,508	1,645	46.9			

- ※ (1) 学校体育施設開放は、気比中学校、角鹿中学校、中郷小学校
(2) 栗野スポーツセンター及び武道館は、施設内の各室の合計

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
市立体育館	12,634,903	4,284,175	16,919,078	2,173	831	38.2	63,027,900	18,275,806
中郷体育館								
栗野スポーツセンター								
金山体育館								
東浦体育館								
花城テニスコート								
市営野球場								
学校体育施設開放								
武道館								
きらめきスタジアム								

敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例には「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」と規定されており、減免の範囲及び割合は、敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則に規定されている。平成 20 年に敦賀市スポーツ施設あり方検討委員会を設置し、使用料減免等の検討を行い平成 21 年度より現在の規定となっている。

意見(スポーツ施設)

スポーツ施設の年間利用者数は、286,858 人(申請件数 2,937 件)であり、利用者が多い施設は、総合運動公園の 130,728 人、中郷体育館の 34,581 人、栗野スポーツセンターの 32,400 人、市立体育館の 27,321 人、武道館の 22,584 人等となっている。

稼働率については、きらめきスタジアム、武道館、金山体育館が 60%強となっているが、東浦体育館、花城テニスコートは 30%を切っている状況である。スポーツ施設は、休日や夜間の

利用が中心となることから、全体的には一定の使用がなされていると考えられる。今後、高齢者等の健康・レクリエーションの場として利用促進を望むものである。

全スポーツ施設の年間管理費の合計は232,640千円、その内光熱水費が41,207千円である。それに対し、年間使用料収入額は40,281千円であり、管理費の17.3%、光熱水費の97.8%となっている。

次に、使用料の減免についてであるが、総合運動公園は敦賀市都市公園条例の中で「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。」と規定されており、敦賀市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の減免基準を準用し運用している。平成19年度に敦賀市スポーツ施設あり方検討委員会を設置し、料金体系について検討を行い、平成20年3月19日の答申を受け現在の減免基準となっている。その基準では、全額免除対象団体として市、体育協会、スポーツ少年団、子供会連合会となっており、半額免除対象団体として体育協会加盟団体、スポーツ少年団登録団体、子供会連合会登録団体となっている。ただし、照明料及びその他の使用料については、受益者負担の原則に基づき減額はしない(市及び市関係団体は除く)こととしている。

スポーツ施設においても、特定団体に対する減免規定の運用は、文化施設の場合と似ており、体育協会加盟団体をはじめ各登録団体の使用すべてが全額又は半額免除とする取扱いで、市民の理解を得られるか疑問が残るところである。登録団体の利用であっても、体育協会や体育協会加盟団体の使用をすべて免除とするのではなく、体育大会など市からの委託事業や各種目の市選手権大会など市が共催すべき事業を免除し、個別の練習や体力増進等の活動には一定の使用料を徴収すべきであり、全庁的に統一的な減免基準を策定し運用されたい。

(5) 福祉施設

福祉施設については、貸出施設の定めがある3施設を対象に、施設の利用状況等を調査した。これらの利用状況を見ると年間利用者の多い施設は、市民福祉会館 62,918 人（入館と貸出施設の利用合計）、稼働率 100%であるが、この施設は温泉入浴施設であり開館日に高齢者の利用が多いためである。福祉総合センターが 47,924 人で福祉活動の拠点の場である。

なお、市民福祉会館の表 1 の稼働率については、温泉入浴を除いて貸出施設のみの稼働率を示した。

施設の稼働率、年間利用人数、申請件数、減免率等は、表 1 のとおりである。

表 1

施設の分類	施設名	稼働率 (%)	A+B 年間 利用 人数	A 有料 人数	B 無料 又は 減免 人数	年間 申請 件数	無料 又は 減免 件数	減免率 (%)	有料 申請 件数
福祉施設	福祉総合センター	35.0	47,924	15,301	32,623	948	481	50.7	467
	市民福祉会館	22.1	62,918	57,339	5,579	55,964	440	0.8	55,524
	児童文化センター	12.9	2,856	1,602	1,254	799	101	12.6	698
合 計		—	113,698	74,242	39,456	57,711	1,022	1.8	56,689

次に、年間の使用料収入額や管理費の状況は、表 2 のとおりである。

表 2

(単位:円)

施設の分類	施設名	年間使用 料収入額	減免額	合計	管理費 (合計)	人件費 (賃金含む)	光熱水費	その他
福祉施設	福祉総合センター	1,021,203	4,133,130	5,154,333	83,131,663	28,606,558	26,264,550	28,260,555
	市民福祉会館	5,488,700	240,800	5,729,500	40,151,228	7,905,510	4,481,643	27,764,075
	児童文化センター	117,080	72,450	189,530	50,025,488	31,005,178	2,477,740	16,542,570
合 計		6,626,983	4,446,380	11,073,363	173,308,379	67,517,246	33,223,933	72,567,200

福祉施設全体の減免状況は、年間申請件数 57,711 件、利用人数 113,698 人に対し、減免件数は 1,022 件 (1.8%)、39,456 人 (34.7%) となっている。減免件数の内訳は市又は教育委員会主催、共催が 309 件 (30.2%)、施設の設置目的に即した活動を行う団体が 223 件 (21.8%)、自主事業が 206 件 (20.2%)、自治会・町内会等の地域活動団体が 188 件 (18.4%) 等となっている。巻末資料表 1－5 のとおりである。

【施設別利用状況】

○福祉総合センター

福祉総合センターは、地域における福祉活動の拠点の場として、各種社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を推進し、住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため設置された施設である。

管理形態は、社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会が指定管理者となっている。

ア 利用状況について

大ホール、多目的ホールのほか4部屋が利用できる施設で、平成22年9月から11月の3ヶ月の稼働率で最も多かったのは、つどいの部屋（1）で54.5%、次いで多目的に使えるふれあいホールの47.8%であった。センター全体の年間利用者数は47,924人（申請件数948件）である。

イ 使用料の減免状況について

年間利用者の内32,623人（68.1%）が無料又は減免人数となっている。減免件数481件の内、減免理由の最も多いものは、設置目的に即した活動を行う団体が174件（36.2%）で、次いで自主事業が118件（24.5%）等となっている。

管理費は83,132千円であるが、年間使用料収入は1,021千円で減免した使用料4,133千円を合わせて5,154千円となっている。

福祉総合センター

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
あいあいホール	255	88	34.5	47,924	15,301	32,623
ふれあいホール	255	122	47.8			
つどいの部屋（1）	255	139	54.5			
つどいの部屋（2）	255	97	38.0			
つどいの部屋（3）	255	65	25.5			
つどいの部屋（4）	255	24	9.4			
合 計	1,530	535	35.0			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
あいあいホール	1,021,203	4,133,130	5,154,333	948	481	50.7	83,131,663	26,264,550
ふれあいホール								
つどいの部屋（1）								
つどいの部屋（2）								
つどいの部屋（3）								
つどいの部屋（4）								

管理形態は、社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会が指定管理者となっている。

敦賀市福祉総合センターの設置及び管理に関する条例による使用料の減免については、「指定管理者は、公用又は公共の用のためにセンターを利用する場合で特に必要があると認めるときは市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を免除することができる。」と規定されており、取扱いに関し敦賀市福祉総合センター利用料金の減免に関する基準を定めている。条例の趣旨からすると、公用又は公共の用のためにセンターを利用する場合と設置目的に即した活動を行う団体（利用料金免除対象団体）以外は利用料を徴収すべきであり、基準を定めた確な運用を行っているものの、他の施設との公平性の観点から統一的な減免基準を検討されたい。

○市民福祉会館

市民福祉会館は、市民の健康の増進を図り、文化教養の向上及び余暇活動のための便宜を総合的に供与するため設置された施設で、入館料と貸出施設の使用料を徴収する施設である。

ア 利用状況について

入館すると入館料を支払い温泉入浴ができる施設であり、開館日には多くの高齢者が利用している。貸出施設は集会室と4教養室が利用でき、平成22年9月から11月の3ヶ月の稼働率では、集会室が最も多く53.6%であった。全体の年間利用者数は62,918人である。

イ 使用料の減免状況について

年間利用者の内5,579人(8.9%)が無料又は減免人数となっている。減免件数440件の内、最も多いのは、市又は教育委員会主催、共催が209件(47.5%)、次いで自治会・町内会等の地域活動団体(各地区老人会)が188件(42.7%)等となっている。

管理費は40,151千円であるが、年間使用料収入は5,489千円で減免した使用料241千円を合わせて5,730千円となっている。

市民福祉会館

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
集会室	140	75	53.6	62,918	57,339	5,579
教養室1	140	30	21.4			
教養室2	140	2	1.4			
教養室3	140	4	2.9			
教養室4	140	44	31.4			
合 計	700	155	22.1			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
集会室	5,488,700	240,800	5,729,500	55,964	440	0.8	40,151,228	4,481,643
教養室1								
教養室2								
教養室3								
教養室4								

敦賀市民福祉会館の設置及び管理に関する条例による使用料の減免については、「市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。」と規定されており、市又は教育委員会主催、共催と自治会・町内会等の地域活動団体である各地区老人会が使用(貸出施設のみ)する場合等は免除している。

○児童文化センター

児童文化センターは、児童の情操のかん養、文化の普及向上及び健全育成を図るため設置された施設である。

ア 利用状況について

ホールとプラネタリウム室が利用できる施設で、平成22年9月から11月の3ヶ月の稼働率

では、プラネタリウム室が24.3%、ホールが3.3%であった。施設が古く利用が少ないのが現状である。センター全体の年間利用者数は2,856人（申請件数799件）である。

イ 使用料の減免状況について

年間利用者の内1,254人（43.9%）が無料又は減免人数となっている。減免件数101件の内、最も多いのは、自主事業が88件（87.1%）である。

管理費は50,025千円であるが、年間使用料収入は117千円で減免した使用料73千円を合わせて190千円となっている。

児童文化センター

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
ホール	121	4	3.3	2,856	1,602	1,254
プラネタリウム室	103	25	24.3			
合 計	224	29	12.9			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
ホール	117,080	72,450	189,530	799	101	12.6	50,025,488	2,477,740
プラネタリウム室								

敦賀市立児童文化センター設置及び管理に関する条例による使用料の減免については、「市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。」と規定されており、敦賀市立児童文化センター使用料減免運用基準を定め運用している。社会福祉法に規定する第1種社会福祉事業については使用料を免除している。

意見(福祉施設)

3福祉施設の中では、福祉総合センターが規模も大きく、地域における福祉活動の拠点の場でもあり、大ホールや多目的なホールや部屋を備えていることから年間利用者47,924人、稼働率35.0%の利用状況である。児童文化センターは児童の情操のかん養の場として、プラネタリウム室も備えているが老朽化もあり年間利用者2,856人、稼働率12.9%と低くなっている。市民福祉会館については、温泉入浴施設であり高齢者が開館日には利用しており年間利用者62,918人と多くなっているが、施設内の貸し部屋等の稼働率は22.1%となっている。

次に、減免についてであるが、市民福祉会館を除いて減免率が高く、減免額が使用料収入額に比べ多くなっている。福祉総合センターは、社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会が指定管理者となっている施設である。利用状況は、市が主催及び共催する事業での利用や福祉団体等の研修や会議のための利用がほとんどである。条例では「指定管理者は、公用又は公共の用のためにセンターを利用する場合で特に必要があると認めるときは市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を免除することができる。」と定めており、減免の基準を設けている。運用自体は的確に行っているが、受益者負担の原則に基づき少なくとも電気料相当額は徴収すべきと考える。児童文化センターについても内規を定め運用しているが、統一的な減免基準を全庁的に検討し、運用されることを望むものである。

(6) その他施設

その他施設については、これまで分類できなかった施設をまとめたもので、男女共同参画センター、きらめきみなと館、公設地方卸売市場、黒河農村ふれあい会館、きらめき温泉リラ・ポート及びいこいの森の6施設を対象に利用状況を調査した。

施設の稼働率、年間利用人数、申請件数、減免率等は、表1のとおりである。

表1

施設の分類	施設名	稼働率(%)	A+B 年間 利用 人数	A 有料 人数	B 無料 又は 減免 人数	年間 申請 件数	無料 又は 減免 件数	減免率 (%)	有料 申請 件数
その他施設	男女共同参画センター	38.1	56,691	32,939	23,752	3,282	1,459	44.5	1,823
	きらめきみなと館	31.0	207,114	56,939	150,175	141	52	36.9	89
	公設地方卸売市場	54.2	803	28	775	14	5	35.7	9
	黒河農村ふれあい会館	6.1	2,865	363	2,502	96	83	86.5	13
	きらめき温泉リラ・ポート	100.0	210,611	210,611	0	—	0	0.0	—
	いこいの森	2.9	773	773	0	122	0	0.0	122
合 計		—	478,857	301,653	177,204	3,655	1,599	43.7	2,056

次に、年間の使用料収入額や管理費の状況は、表2のとおりである。

表2

(単位:円)

施設の分類	施設名	年間使用 料収入額	減免額	合計	管理費 (合計)	人件費 (賃金含む)	光熱水費	その他
その他施設	男女共同参画センター	1,390,675	1,831,600	3,222,275	42,838,633	32,502,761	3,587,095	6,748,777
	きらめきみなと館	6,666,865	3,759,391	10,426,256	29,930,838	10,348,896	7,717,216	11,864,726
	公設地方卸売市場	17,872,760	106,410	17,979,170	24,754,273	14,460,000	4,193,597	6,100,676
	黒河農村ふれあい会館	16,080	141,200	157,280	848,909	—	559,785	289,124
	きらめき温泉リラ・ポート	102,625,500	0	102,625,500	339,354,700	110,629,531	60,518,124	168,207,045
	いこいの森	458,125	0	458,125	7,055,764	0	669,452	6,386,312
合 計		129,030,005	5,838,601	134,868,606	444,783,117	167,941,188	77,245,269	199,596,660

その他施設全体の減免状況は、年間申請件数3,655件、利用人数478,857人に対し、減免件数は1,599件(43.7%)、177,204人(37.0%)となっている。減免件数の内訳は施設の設置目的に即した活動を行う団体が867件(54.2%)、自主事業が252件(15.8%)、市又は教育委員会主催、共催が233件(14.6%)等となっている。巻末資料表1-6のとおりである。

【施設別利用状況】

○男女共同参画センター

男女共同参画センターは、男女共同参画社会の形成を促進し、勤労者の福祉増進を図るため設置された施設である。

ア 利用状況について

ホール、講習室6室、料理講習室、和室及び体育館が利用できる施設で、平成22年9月から11月の3ヶ月の稼働率では、最も多く使用されていたのは体育館で93.2%、次いで第3講習室の55.5%であった。センター全体の年間利用者数は56,691人（申請件数3,282件）である。

イ 使用料の減免状況について

年間利用者の内23,752人（41.9%）が無料又は減免人数となっている。減免件数1,459件の内、減免理由の最も多いものは、施設の設置目的に即した活動を行う団体が867件（59.4%）で、次いで自主事業が233件（16.0%）等となっている。これらの減免に対して運用基準を独自に定めて実施している。

男女共同参画センター

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
ホール	236	69	29.2	56,691	32,939	23,752
第1講習室	236	60	25.4			
第2講習室	236	110	46.6			
第3講習室	236	131	55.5			
第4講習室	236	113	47.9			
第5講習室	236	69	29.2			
第6講習室	236	69	29.2			
料理講習室	236	13	5.5			
和室	236	44	18.6			
体育館	236	220	93.2			
合 計	2,360	898	38.1			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
ホール	1,390,675	1,831,600	3,222,275	3,282	1,459	44.5	42,838,633	3,587,095
第1講習室								
第2講習室								
第3講習室								
第4講習室								
第5講習室								
第6講習室								
料理講習室								
和室								
体育館								

施設全体の管理費は42,839千円（内光熱水費3,587千円）で、年間使用料収入は1,391千円で減免した使用料は1,832千円となっている。

使用料の徴収について独自の運用基準では、国及び地方公共団体等、男女共同参画推進団体等、自主学习団体及び男女共同参画社会の形成を促進する目的のために行う事業は使用料全額免除であり、勤労者の団体、国及び地方公共団体等の後援を受けた団体等は半額免除となつて

いる。

施設の使用料については、全て免除することには疑問があり、受益者負担の原則に基づき少なくとも電気料相当額は徴収すべきと考える。また、他の施設との公平性の観点から統一的な減免基準を検討されたい。

○きらめきみなと館

きらめきみなと館は、敦賀市の産業振興及び市民の文化、教養並びに福祉の向上を図るため設置された施設である。

管理形態は、株式会社ジャクエツクリンテックが指定管理者となっている。

ア 利用状況について

イベントホール、小ホール、楽屋及び厨房が利用できる施設で、平成22年9月から11月の3ヶ月の稼働率では、最も多く使用されていたのはイベントホールで58.9%、次いで小ホールの29.0%であった。全体の年間利用者数は207,114人（申請件数141件）である。

イ 使用料の減免状況について

年間利用者の内150,175人（72.5%）が無料又は減免人数となっている。減免件数52件の内、減免理由の最も多いものは、自主事業（指定管理者の事業を除く）が19件（36.5%）で、次いで市又は教育委員会後援が12件（23.1%）等となっている。これらの減免に対して運用基準を独自に定めて実施している。

きらめきみなと館

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
イベントホール	231	136	58.9	207,114	56,939	150,175
小ホール	231	67	29.0			
楽屋	231	34	14.7			
厨房	231	49	21.2			
合 計	924	286	31.0			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
イベントホール	6,666,865	3,759,391	10,426,256	141	52	36.9	29,930,838	7,717,216
小ホール								
楽屋								
厨房								

管理形態は、株式会社ジャクエツクリンテックが指定管理者となっている。

きらめきみなと館の設置及び管理に関する条例による使用料の減免については、「指定管理者は、公用又は公共の用のためにみなと館を利用する場合で特に必要があると認めるときは市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を免除することができる。」と規定されており、取扱いに関しきらめきみなと館の使用料減免基準を定めている。条例の趣旨からすると、公用又は公共の用のためにきらめきみなと館を利用する場合以外は利用料を徴収すべきであり、基準

を定めた確な運用を行っているものの、他の施設との公平性の観点から統一的な減免基準を検討されたい。

○公設地方卸売市場

公設地方卸売市場は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、設置された施設である。

管理形態は、有限会社宏和産業が指定管理者となっている。

ア 利用状況について

この施設は、卸売業者、関連事業者が使用する施設であり一般市民は使用することができない。卸売場、関連売場、事務室、倉庫、保冷库及び冷蔵庫が利用でき、それぞれの使用者は決まっており 100%の稼働率であるが、関連売場だけ 19 箇所のうち 8 箇所の使用で 42.1%の稼働率である。

イ 施設の減免状況について

年間利用者の内 775 人 (96.5%) が無料又は減免人数となっている。減免件数 5 件の内、市又は教育委員会主催、共催が 2 件で、指定管理者主催、自治会・町内会等の地域活動団体、その他がそれぞれ 1 件となっている。

公設地方卸売市場

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
卸売場	91	91	100.0	803	28	775
関連売場	1,729	728	42.1			
事務室	91	91	100.0			
倉庫	91	91	100.0			
保冷库	91	91	100.0			
冷蔵庫	91	91	100.0			
合 計	2,184	1,183	54.2			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
卸売場	17,872,760	106,410	17,979,170	14	5	35.7	24,754,273	4,193,597
関連売場								
事務室								
倉庫								
保冷库								
冷蔵庫								

施設全体の管理費は、24,754 千円 (内光熱水費 4,194 千円) で、年間使用料収入額は、17,873 千円で、減免した使用料は 106 千円となっている。

使用料の減免については、敦賀市公設地方卸売市場条例で、公用又は公共の用のために市場を利用する場合に利用料金の全部又は一部を免除することができるとなっている。

○黒河農村ふれあい会館

黒河農村ふれあい会館は、自然との触れあいや実体験を通じて農林業を理解する都市部住民との交流を図り、市民の健康増進及び連帯感醸成の拠点とするため設置された施設である。

管理形態は、敦賀市黒河農村ふれあい会館管理運営委員会が指定管理者となっている。

ア 利用状況について

多目的ホール、集会室（和室）及び調理室が利用できる施設で、平成22年9月から11月の3ヶ月の稼働率では、最も多く使用されていたのは多目的ホールで8.9%、次いで集会室（和室）の6.2%であった。会館全体の年間利用者数は2,865人（申請件数96件）である。

イ 使用料の減免状況について

年間利用者の内2,502人（87.3%）が無料又は減免人数となっている。減免件数83件の内減免理由の最も多いものは、自治会・町内会等の地域活動団体が69件（83.1%）である。これらの減免に対して運用基準を独自に定めている。

黒河農村ふれあい会館

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
多目的ホール	225	20	8.9	2,865	363	2,502
集会室（和室）	225	14	6.2			
調理室	225	7	3.1			
合 計	675	41	6.1			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
多目的ホール	16,080	141,200	157,280	96	83	86.5	848,909	559,785
集会室（和室）								
調理室								

管理形態は、敦賀市黒河農村ふれあい会館管理運営委員会が指定管理者となっている。

敦賀市黒河農村ふれあい会館の設置及び管理に関する条例による使用料の減免については、「指定管理者は、公用又は公共の用のために会館を利用する場合で特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を免除することができる。」と規定されており、取扱いに関し敦賀市黒河農村ふれあい会館利用料金の減免に関する基準を定めている。

今後とも利用促進に努められたい。

○敦賀きらめき温泉リラ・ポート

敦賀きらめき温泉リラ・ポートは、市民の健康増進、文化活動及び余暇活動の場を提供し、ゆとりある生活の実現を図るとともに、本市観光の振興に寄与するため設置された施設で、温泉入浴のための入浴料と貸出施設の使用料を徴収する施設である。

ア 利用状況について

主に温泉入浴をする施設であり、ピロティーとイベント広場が貸出施設として利用できるが、平成22年9月から11月の3ヶ月の稼働率は0%となっている。年間入浴利用者数は210,611

人である。

イ 使用料の減免状況について

減免は無く、入浴料は、大人（満 12 歳以上）1,000 円、子供（満 12 歳未満）500 円となっており、年間使用料収入額は 102,626 千円であった。

今後とも利用促進に努められたい。

〇いこいの森

いこいの森は、森林公園的性格をもち、市民の保健休養と健康増進に資するとともに、自然に親しむ機会を与え、森林に対する理解を深め、併せて林業振興を図るため設置された施設である。

ア 利用状況について

バンガロー10棟、貸しテント20張が有料施設として利用できるほか、フィールドアスレチックなどは無料で利用できる施設である。

平成22年9月から11月の3ヶ月の稼働率はバンガロー8.7%、貸しテント0.1%、合計2.9%であり、利用できる期間は山間部にあるため4月1日から11月15日までとなっている。

バンガローと貸しテントの年間利用数は、67件、773人となっている。

イ 施設の減免状況について

バンガロー、貸しテントの利用は、全て有料で減免されていない。

管理費は7,056千円でそれに対し利用料の収入額は458千円となっている。

本施設は、前記のとおりフィールドアスレチックなども利用できる施設であり、今後とも利用促進に努められたい。

野坂いこいの森

使用場所等	貸出可能 件数 (9～11月)	貸出件数 (9～11月)	稼働率 (%)	利用人数 (年間)	有料利用 (人)	無料又は 減免数 (人)
バンガロー	760	66	8.7	773	773	0
貸しテント	1,520	1	0.1			
合 計	2,280	67	2.9			

使用場所等	年間使用料 収入額(円)	減免額 (円)	合計	使用 申請 件数	減免 申請 件数	減免率 (%)	施設管理費 (円)	内光熱水費 (円)
バンガロー	458,125	0	458,125	122	0	0.0	7,055,764	669,452
貸しテント								

意見(その他施設)

その他の施設の6施設の中で、きらめきみなと館が年間利用者数207,114人、男女共同参画センターが年間利用者数56,691人と多くなっている。きらめき温泉リラ・ポートについては、温泉入浴施設であり年間利用者数210,611人と多くの利用者がある。公設地方卸売市場、黒河農村ふれあい会館及びいこいの森については利用が少ないので利用促進に努められたい。

次に使用料の減免についてであるが、男女共同参画センターは内規の運用基準では、国及び

地方公共団体等、男女共同参画推進団体等、自主学習団体及び男女共同参画社会の形成を促進する目的のために行う事業は使用料全額免除であり、勤労者の団体、国及び地方公共団体等の後援を受けた団体等は半額免除となっている。きらめきみなと館は、株式会社ジャクエツクリンテックが指定管理者となっており、内規の運用基準では、市又は市教育委員会主催事業、国、県又は社会教育団体が市又は市教育委員会との共催事業、各学校、敦賀美方消防組合及び警察の警備にかかる使用は全額免除、国又は県が単独で主催する事業、市又は市教育委員会が後援する社会教育団体の事業が半額免除となっている。

施設の使用料については、全て免除することには疑問があり、受益者負担の原則に基づき少なくとも電気料相当額は徴収すべきと考える。また、市や教育委員会等公共団体が主催又は共催する事業以外のものは、原則使用料を徴収すべきである。今後、統一的な減免基準を全庁的に検討し、運用されることを望むものである。

第4 むすび

我が国経済は、東日本大震災の影響により、企業の生産活動及び個人消費の停滞の長期化が懸念され、更に福島第一原子力発電所の事故に伴うエネルギー政策の見直しや恒常的な電力不足による経済活動の停滞など先行きに不透明感が強まっている状況である。

今後、本市を取り巻く環境が一層厳しくなり、扶助費や社会保障関係経費等の増高により、税収が増加してもなお、財源不足が深刻化する状況である。こうした中、市が保有する公共施設を有効に活用し、市民サービスの向上と管理運営の効率化を図り、施設利用における受益者負担の公平性を保つことも重要である。

よって、当監査では、公の施設のうち貸出施設について、その利用状況及び使用料の収入・減免状況に着目した調査を実施したところである。

1. 施設の利用状況について

利用状況については、利用者数、稼働率、使用料の収入状況等から検証した結果、まず、稼働率については20%～30%の施設が12施設あり最も多かったが、文化施設や学校教育施設の中には80%を上回る施設がある。一方で、地域に密着した集会施設の一部には15%を下回る施設がある等、その結果に格差が見られた。今回の午前・午後・夜間の時間帯稼働率では、施設によっては午前や午後が低く、全体の稼働率を引き下げる要因となったものと推察できる。特に、稼働率が低迷している施設は、その要因を究明し対策等検討すべきである。多くの市民に利用される施設となるよう、利用者からの意見や要望等を把握し、それらを反映した施設運営を行う等、更なる利用者のサービス向上に努めるべきである。また、「指定管理者制度」を導入している施設においては、管理運営コストの削減だけでなく、住民サービスの向上という視点に立ち、指定管理者とより連携し利用拡大に努めていただきたい。

次に、使用料の収入状況については、スポーツ施設では一定の収入があるが、文化施設、社会教育施設、福祉施設等は減免額と同じ程度の収入であり、特に学校教育施設は減免適用がほとんどであり、わずかな収入である。公の施設の使用料は、市民が利用しやすい低廉な金額を設定しており、施設を利用する者が等しく負担することが基本であり、減免については、負担の公平性の観点から例外的になされるべきである。

2. 使用料の減免について

本市の公共施設の利用については、一定の使用料を負担の上、市民が利用している。しかし一方で、利用のほとんどが免除や減免になっていたり、利用者層が固定していたりする傾向があり、施設使用料について「負担の公平性」を確保する等、減免制度の見直しを求めるものである。

(1) 減免制度の基本的考え

① 受益者負担の原則の徹底

使用料の減免制度を活用することによって、各種団体活動の支援や施設稼働率の向上について一定の成果を上げてきた。しかし、利用者層が固定化する傾向等もあり、利用者与非利用者間の不公平感の高まり等も指摘されている。

受益者負担の原則を徹底し、減免制度については特例的な措置であり、その適用については、やむを得ないものに限定すべきである。

②減免基準の統一

減免制度は、施設の管理条例の「市長が特に認めた場合」の規定に基づき、施設担当課では内規で減免基準を定めて、設置の目的に沿った活動を行う登録団体や地域の各種団体を減免対象として適用してきた。

しかし、減免の対象やその軽減割合などの減免基準が、施設ごとに異なっているのが現状である。

こうしたわかりにくい状況を改め、より一層の公平性を確保する観点から、全施設で可能な限り共通の対応となるように「基準の統一化」を図るべきである。

(2)減免に対する個別意見

①統一的な減免基準の策定

減免対象を比較的幅広く適用してきた基準を施設の目的に沿って限定的に絞り込む等の見直しを行い、施設によって大きく異なることのないよう、全庁的に統一的な減免基準を策定し、公平に負担を求めるべきである。

免除適用対象として「市、教育委員会のほか国、県等公共団体が主催又は共催する事業」に限定すべきであり、それ以外は減額規定を適用するなど、一定の負担を求めるべきと考える。

②学校教育施設の利用に対する使用料徴収

学校教育施設の体育館等は、地区の各種団体や町内会、サークル等に身近な運動の場として広く利用されている。しかし、その利用の99%が使用料免除になっている。電気料など維持管理費はすべて税金で賄われていることから、受益者負担の観点から一部負担を求めるべきと考える。

③冷房及び暖房時の使用料

使用料の規定には、冷房及び暖房時の使用料は別途料金が定められているが、使用料の減免と合わせて、実際には冷房及び暖房時の使用料は徴収していない施設がほとんどである。冷暖房費は維持管理費が割り増しとなるため、実費負担と考えられ、最低でも冷暖房費用の一部は徴収すべきではないかと考える。

(3)使用料の減免基準の見直しにあたっての留意事項

- ① これまで利用のほとんどが免除となっていた場合には、利用者にとって急激な負担増となるため、段階的な徴収金額を設定する等、急激な負担増への配慮を行うこと。
- ② 受益者負担の考え方、減免規定の見直し理由などを明確にし、市民にわかりやすく説明するよう努めること。
- ③ 公共施設が市民に利用しやすくなるようなサービスの向上を図ること。
- ④ 今後とも、合理的・効率的な施設運営に努め、なお一層の維持管理コストの削減に努めること。

最後に、使用料の減免制度は一定の基準のもとで適用されるべきものであり、受益者負担の原則に十分配慮し、広く市民から理解が得られるように厳正に運用されることを望むものである。

第 5 資 料

表1-1

文化施設 減免理由一覧表

施設名	減免申請件数 (件)	減免(減免及び免除)の内訳(件)										減免人数 (人)	減免金額 (円)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
		市又は教育委員会主催、共催	指定管理者主催	市内の学校・幼稚園・保育園	市内の文化・体育協会主催	市内の文化・体育協会加盟団体	市又は教育委員会後援	自治会・町内会等の地域活動団体	施設の設置目的に即した活動を行う団体	自主事業(指定管理者の事業を除く)	その他		
市民文化センター	71	10		26	6		22				7	24,600	5,700,295
博物館	52	11		23			2	4	1	2	9	5,453	769,560
みなとつるが山車会館	40	10		17			2	2		1	8	4,586	1,031,750
合 計	163	31	0	66	6	0	26	6	1	3	24	34,639	7,501,605

表1-2

社会教育施設 減免理由一覧表

施設名	減免申請件数 (件)	減免(減免及び免除)の内訳(件)										減免人数 (人)	減免金額 (円)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
		市又は教育委員会主催、共催	指定管理者主催	市内の学校・幼稚園・保育園	市内の文化・体育協会主催	市内の文化・体育協会加盟団体	市又は教育委員会後援	自治会・町内会等の地域活動団体	施設の設置目的に即した活動を行う団体	自主事業(指定管理者の事業を除く)	その他		
プラザ萬象	280	200		13	15	5	11				36	472	9,223,476
生涯学習センター	91	41		3				11	36			1,386	50,950
東浦公民館	13	2		3				5			3	435	16,100
北公民館	104	28		28		34		13		1		2,309	76,050
南公民館	380	184		3		55		138				8,474	83,400
西公民館	638	26		5	62	258	31	205	40		11	10,049	546,300
東郷公民館	626	242	3	53	55	8	46	21	198			12,304	554,500
中郷公民館	137	19			1			106			11	3,449	78,600
愛発公民館	195	2		1		120		5			67	3,679	208,700
粟野公民館	552	193	1	30	13	19	1	220	1	15	59	23,009	970,800
松原公民館	334	42		3	137	44		39	60		9	5,811	83,650
少年自然の家	5	5										104	9,200
合 計	3,355	984	4	142	283	543	89	763	335	16	196	71,481	11,901,726

表1-3

学校教育施設 減免理由一覧表

施設名	減免申請件数(件)	減免(減免及び免除)の内訳(件)										減免人数(人)	減免金額(円)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
		市又は教育委員会主催、共催	指定管理者主催	市内の学校・幼稚園・保育園	市内の文化・体育協会主催	市内の文化・体育協会加盟団体	市又は教育委員会後援	自治会・町内会等の地域活動団体	施設の設置目的に即した活動を行う団体	自主事業(指定管理者の事業を除く)	その他		
敦賀西小学校	79			2	16	39		22				16,447	834,000
敦賀南小学校	89	3		2	37	21		26				13,263	746,000
敦賀北小学校	112			2	28	15		67				13,829	797,000
松原小学校	70			3	12	24		31				17,559	384,000
中央小学校	163				28	85		50				24,500	1,079,500
沓見小学校	67				23	27		17				8,568	197,000
常宮小学校	7					1		6				360	15,000
西浦小中学校	2							2				270	2,000
東浦小中学校	23			1	1			21				3,027	117,000
赤崎小学校	29	1				14		14				2,890	165,000
咸新小学校	19				1	1		17				4,905	225,000
中郷小学校	115				19	36		60				16,321	663,000
粟野小学校	106				12	6		88				25,580	406,000
粟野南小学校	91				6	56		29				21,417	341,000
黒河小学校	56							56				6,397	358,000
気比中学校	86	10			61			15				10,132	816,000
角鹿中学校	88				3	85						9,310	650,000
松陵中学校	35				22			13				8,605	478,000
粟野中学校	44				36			8				13,048	570,000
合 計	1,281	14	0	10	305	410	0	542	0	0	0	216,428	8,843,500

表1-4

スポーツ施設 減免理由一覧表

施設名	減免申請件数(件)	減免(減免及び免除)の内訳(件)										減免人数(人)	減免金額(円)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
		市又は教育委員会主催、共催	指定管理者主催	市内の学校・幼稚園・保育園	市内の文化・体育協会主催	市内の文化・体育協会加盟団体	市又は教育委員会後援	自治会・町内会等の地域活動団体	施設の設置目的に即した活動を行う団体	自主事業(指定管理者の事業を除く)	その他		
総合運動公園 陸上競技場	52	9		21		21	1					15,614	216,150
総合運動公園 野球場	38	5		11		13		1			8	6,312	876,700
総合運動公園 多目的広場	50	5		3		33		4			5	20,482	214,400
総合運動公園 テニスコート	73	6		27		37					3	8,387	2,742,750
総合運動公園 ローラー滑り台	10			10								485	48,500
総合運動公園 体育館	95	18		3		57		1			16	28,486	1,753,680
総合運動公園 ゲートボール場	19	1				15		2			1	2,487	33,000
総合運動公園 弓道場	30	1				29						922	56,600
総合運動公園 ブール	57	14		20		19					4	8,819	1,237,000
総合運動公園 グラウンド・ゴルフ	3	1				1		1				448	6,000
市立体育館	161	8		49	24	73	3	4				26,463	959,850
中郷体育館	221	6	3	15	25	171		1				21,588	666,775
栗野スポーツセンター	139	5	3	19	23	79		10				23,091	429,400
金山体育館	74					44	9	21				3,003	105,250
東浦体育館	40					39		1				2,628	186,400
花城テニスコート	29			7	2	20						2,740	290,200
市営野球場	37	3		9		24	1					6,620	257,000
学校体育施設開放	4					4						108	16,000
武道館	29	1	2	4	1	19	1				1	15,521	1,258,300
きらめきスタジアム	97	2				13	75	4	3			5,937	115,000
合 計	1,258	85	8	198	75	711	90	50	3	0	38	200,141	11,468,955

表1-5

福祉施設 減免理由一覧表

施設名	減免申請件数 (件)	減免(減免及び免除)の内訳(件)										減免人数 (人)	減免金額 (円)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
		市又は教育委員会主催、共催	指定管理者主催	市内の学校・幼稚園・保育園	市内の文化・体育協会主催	市内の文化・体育協会加盟団体	市又は教育委員会後援	自治会・町内会等の地域活動団体	施設の設置目的に即した活動を行う団体	自主事業(指定管理者の事業を除く)	その他		
福祉総合センター	481	100		16					174	118	73	32,623	4,133,130
市民福祉会館	440	209						188	43			5,579	240,800
児童文化センター	101			5					6	88	2	7,585	72,450
合 計	1,022	309	0	21	0	0	0	188	223	206	75	45,787	4,446,380

表1-6

その他施設 減免理由一覧表

施設名	減免申請件数 (件)	減免(減免及び免除)の内訳(件)										減免人数 (人)	減免金額 (円)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
		市又は教育委員会主催、共催	指定管理者主催	市内の学校・幼稚園・保育園	市内の文化・体育協会主催	市内の文化・体育協会加盟団体	市又は教育委員会後援	自治会・町内会等の地域活動団体	施設の設置目的に即した活動を行う団体	自主事業(指定管理者の事業を除く)	その他		
男女共同参画センター	1,459	218		2		52	47		867	233	40	23,752	1,831,600
きらめきみなと館	52	7		10		2	12			19	2	150,175	3,759,391
公設地方卸売市場	5	2	1					1			1	775	106,410
黒河農村ふれあい	83	6	2	1		1	1	69			3	2,502	141,200
きらめき温泉リラ・ポート	0											0	0
いこいの森	0											0	0
合 計	1,599	233	3	13	0	55	60	70	867	252	46	177,204	5,838,601